

令和7年度豊川市施設管理協会事業計画

豊川市施設管理協会は、豊川市が設置する公の施設の設置目的を効果的に達成するため、豊川市から「豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者の指定を受け、当該施設の適正な管理を行うことにより市民福祉の向上に寄与することを目的に、施設の指定管理業務を以下のとおり行う。

事業内容

1 指定管理による業務

(1) 豊川市赤塚山公園（専門職員5名、一般職員等7名、臨時職員5名）

- ① 施設の維持管理に関する定期的業務
- ② ぎょぎょランドの運営に関する業務
- ③ アニアニまあるの運営に関する業務
- ④ 緑化推進に関する業務
- ⑤ 施設の利用許可に関する業務
- ⑥ 施設の使用料の収納に関する業務
- ⑦ 前6号に掲げるもののほか、個人情報の保護、管理運営のための体制整備、業務報告、障害者差別解消法への対応、豊川市の事業に対する協力、その他の業務（各種事業の企画及び実施、ホームページの作成及び管理運営、施設の広報、自動販売機の管理など）及びその他の管理運営に関し必要な業務